〇国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関す る告示

> 昭和四十五年三月二十四日 運輸省告示 第七十六号 改正 昭和五十年八月十一日 運輸省告示 第三百四十号 昭和五十二年七月六日 第三百四十五号 運輸省告示 昭和五十三年八月十九日 第四百二十二号 運輸省告示 昭和五十四年三月三十一日 運輸省告示 第百七十六号 昭和五十四年十二月十一日 運輸省告示 第六百九十四号 昭和五十五年四月二十一日 第二百十二号 運輸省告示 昭和六十一年九月十日 運輸省告示 第四百十一号 平成元年二月二十三日 運輸省告示 第七十七号 運輸省告示 平成八年五月十一日 第三百三号 平成九年三月十八日 運輸省告示 第百三十七号 平成九年十二月十九日 第七百五十八号 運輸省告示 平成十一年三月二十五日 運輸省告示 第百六十四号 平成十二年六月二十六日 第二百六十号 運輸省告示 平成十五年三月二十日 国土交通省告示 第二百五十四号 平成十六年七月七日 国土交通省告示 第七百八十五号 平成十七年八月十日 国土交通省告示 第八百六十号

空港管理規則(昭和二十七年運輸省令第四十四号)第十一条の規定に基づき、運輸大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示(昭和三十五年運輸省告示第百四十七号)の全部を次のように改正し、昭和四十五年四月一日から適用する。

国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示

国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料の額及び支払方法は、次のとおりとする。

- 一 使用料の額(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては(-)及び(二)に規定する金額並びに(三)に規定する金額を一・〇五で除した金額(ただし、(四)の適用のある場合にあつては、その金額。以下同じ。)とし、それ以外の航空機にあつては(-)及び(二)に規定する金額にそれぞれ一・〇五を乗じた金額並びに(三)に規定する金額とする。)
 - (-) 着陸料
 - ア ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機(以下「ジェット機」という。)については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額 とする。
 - (ア) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量を言う。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額
 - (a) 二十五トン以下の重量については、一トン(一トン未満は一トンとして計算する。以下同じ。)ごとに 千円
 - (b) 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに

千四百円

(c) 百トンを超え二百トン以下の重量については、一トンごとに

千五百五十円

- (d) 二百トンを超える重量については、一トンごとに 千六百五十円
- (4) 国際民間航空条約の附属書十六に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)(以下「騒音値」という。)を相加平均して得た値(一EPNデシベル未満は一EPNデシベルとして計算する。)から八十三を減じた値に三千四百円を乗じた金額
- イ その他の航空機については、航空機の着陸一回ごとに、航空機の重量をそれぞれ 次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。
 - (7) 六トン以下の航空機については当該重量に対し

千円

- (イ) 六トンを超える航空機
 - (a) 六トン以下の重量については、当該重量に対し

七百円

(b) 六トンを超える重量については、ートンごとに

五百九十円

(二) 停留料

停留料は、六時間以上飛行場内に停留する航空機について、飛行場における停留時間 二十四時間(二十四時間未満は、二十四時間として計算する。)ごとに、航空機の重量 をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額と する。

ア ニ十三トン以下の航空機

(a) 三トン以下の重量については、当該重量に対し

八百十円

- (b) 三トンを超え六トン以下の重量については、当該重量に対し
- 八百十円

三十円

- (c) 六トンを超え二十三トン以下の重量については、一トンごとに
- イ ニ十三トンを超える航空機
 - (a) 二十五トン以下の重量については、一トンごとに

九十円

- (b) 二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに
- 八十円

(c) 百トンを超える重量については、一トンごとに

七十円

(三) 保安料

保安料は、離陸した飛行場の使用料金として、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に百円の料金率を適用して計算して得た金額とする。

(四) 特則

- ア 着陸料、停留料又は保安料は、(-)から(三)までの規定にかかわらず、もつぱら外交 上の目的又は公用のために使用される航空機が使用する場合は徴収しない。
- イ 着陸料は、(-)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、徴収しない。
 - (a) 試験飛行のための着陸
 - (b) 離陸後やむを得ない事情のため、他の飛行場に着陸することなしに、当該離陸 した飛行場に着陸する場合の着陸
 - (c) やむを得ない事情による不時着
 - (d) 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸
- ウ 着陸料は、(-)の規定にかかわらず、国内航空に従事する航空機が第一種空港に着 陸する場合において、(-)の規定により計算して得た金額が三千五百円(回転翼航空 機にあつては二千円)に満たないときは、三千五百円(回転翼航空機にあつては二 千円)とする。ただし、ア又はイの規定に該当する場合は、この限りでない。
- エ 着陸料は、(-)の規定にかかわらず、国際航空に従事する航空機が東京国際空港に 着陸する場合には、一トンごとに二千四百円の料金率を適用して計算して得た金額 (当該金額が七万円に満たない場合は、七万円)とする。ただし、ア又はイの規定 に該当する場合は、この限りでない。
- オ 停留料は、(二)の規定にかかわらず、国際航空に従事する航空機が東京国際空港に 停留する場合には、一トンごとに百八十円の料金率を適用して計算して得た金額と する。ただし、ア又はキの規定に該当する場合は、この限りでない。
- カ 着陸料は、(-)の規定にかかわらず、直前に離島(離島振興法(昭和二十八年法律

第七十二号))第二条第一項の規定により、指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島をいう。)若しくは沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機(国際航空に従事するものを除く。以下カにおいて同じ)又は沖縄島に所在する飛行場に着陸する航空機については、次のとおりとする。ただし、ア、イ又はウの規定に該当する場合はこの限りでない。

- (a) 直前に離島に所在する飛行場を離陸した航空機については、ジェット機にあつては(-)アの規定により計算して得た金額の三分の二、その他の航空機にあつては(-)イの規定により計算して得た金額の四分の一(重量が六トン以下の航空機にあつては八分の一)に相当する金額とする。ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う場合については、ジェット機にあつては、(-)アの規定により計算して得た金額六分の一、その他の航空機にあつては、当該相当する金額に更に二分の一を乗じて金額とする。
- (b) 直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機又は当該飛行場に着陸する航空機((a)の場合を除く。) については、ジェット機にあつては(-)アの規定により計算して得た金額の六分の五、その他の航空機にあつては(-)イの規定により計算して得た金額の二分の一(重量が六トン以下の航空機にあつては四分の一)に相当する金額とする。
- キ 停留料は、(二)の規定にかかわらず、イ(d)の規定に該当する場合は、徴収しない。
- ク 保安料は、(三)の規定にかかわらず、イ(c)又は(d)の規定に該当する場合の当該飛行場からの離陸並びに国際航空に従事する航空機の東京国際空港からの離陸について 徴収しない。
- ク 他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機(騒音値がプロペラ飛行機と同等であるか又はこれより低いと認められるものを除く。)が大阪国際空港において離陸又は着陸する場合は、(-)から(三)に規定する使用料のほか、有償で運送された旅客数に三百円の料金率を適用して計算して得た金額を使用料として加算する。ただし、一四ア又イの規定に該当する場合は、この限りでない。

二 使用料の支払方法

使用料は、一月分を取りまとめて、当該一月分の使用料に係る納入告知書で示された 支払期限までにこれを支払うものとする。ただし、現金で支払うことについて空港事務 所長の指示を受けた者は、次に掲げるところにより、現金で支払うものとする。

ア 着陸料は、着陸直後

イ 停留料は、停留を終わつた時

三 延滞金

使用料をその支払期限までに支払わない者は、当該使用料の金額につき年十四・五パーセントの割合で支払期限の翌日からその支払を終えた日までの日数により計算した金額の延滞金を支払うものとする。

改正文(昭和五十年八月十一日運輸省告示第三百四十号) 抄昭和五十年九月一日から適用する。

改正文(昭和五十二年七月六日運輸省告示第三百四十五号) 抄昭和五十二年八月一日から適用する。

改正文(昭和五十三年八月十九日運輸省告示第四百二十二号) 抄昭和五十三年九月一日から適用する。

改正文(昭和五十四年三月三十一日運輸省告示第百七十六号) 抄

昭和五十四年四月一日から適用する。

改正文(昭和五十四年十二月十一日運輸省告示第六百九十四号) 抄昭和五十五年一月一日から適用する。

改正文(昭和五十五年四月二十一日運輸省告示第二百十二号) 抄昭和五十五年五月一日から適用する。

改正文(昭和六十一年九月十日運輸省告示第四百十一号) 抄昭和六十一年十月一日から適用する。

改正文(平成元年二月二十三日運輸省告示第七十七号) 抄 平成元年四月一日から適用する。

改正文(平成八年五月十一日運輸省告示第三百三号) 抄 平成八年六月一日から適用する。

改正文(平成九年三月十八日運輸省告示第百三十七号平成九年三月一八日) 抄 平成九年四月一日から適用する。

附 則 (平成九年十二月十九日運輸省告示第七百五十八号) (施行期日)

- 1 この告示は、平成十年一月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 その他の航空機であって六トン以下の重量のものの着陸料の料金率は、改正後の一(-) イ(ア)の規定にかかわらず、平成十年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間は、 当該重量に対し八百円、平成十一年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間は、 当該重量に対し九百円とする。
- 3 国内航空に従事する航空機が第一種空港に着陸する場合の着陸料は、改正後の一(三)ウの規定にかかわらず、平成十年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間は、改正後の(三)の規定により計算して得た金額が二千円(回転翼航空機にあっては千六百円)とし、平成十一年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間は、改正後の(三)の規定により計算して得た金額が二千七百円(回転翼航空機にあっては千八百円)に満たないときは、二千七百円(回転翼航空機にあっては千八百円)とする。
- 4 国際航空に従事する航空機が東京国際空港に着陸する場合の着陸料の料金率は、改正後の一(三)エの規定にかかわらず、平成十年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間は、一トンごとに二千二百円とする。
- 5 国際航空に従事する航空機が東京国際空港に停留する場合の停留料の料金率は、改正後の一(三)オの規定にかかわらず、平成十年一月一日から平成十年十二月三十一日までの間は、一トンごとに百三十円とする。

附 則(平成十一年三月二十五日運輸省告示第百六十四号) この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年六月二十六日運輸省告示第二百六十号) この告示は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月二十日国土交通省告示第二百五十四号) この告示は、平成十五年四月一日から施行する。 附 則 (平成十六年七月七日国土交通省告示第七百八十五号) この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十七年八月十日国土交通省告示第八百六十号) この告示は、平成十七年十月一日から施行する。